

報告第 12 号

臨時代理した事件(名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程の一部を改正する規程の制定)の承認について

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程（平成19年教育委員会規程第3号）の一部を改正する規程の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 4月 4日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程の一部を改正する規程の制定について

1. 改正理由

文書の公印の見直しに伴い、事務の簡素化を図るため、一部の様式について公印の押印を要しないこととするほか、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付承認通知書及び遠距離通学等児童生徒通学費補助金変更（廃止）承認通知書の様式の規定について、印の表記を削るほか、所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程の一部を改正する規程

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程（平成19年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学校名	補助対象区域	通学方法	学校名	補助対象区域	通学方法
略	略	略	略	略	略
名張中学校	短野、下三谷、梅が丘、下比奈知、上比奈知、 <u>滝之原、富貴ヶ丘、長瀬（中並を除く区域）</u> 、上長瀬	交通機関又は自転車（補助対象区域が鵜山にあつては、	名張中学校	短野、下三谷、梅が丘、下比奈知、上比奈知、 <u>滝之原、富貴ヶ丘、長瀬（中並を除く区域）</u> 、上長瀬	交通機関又は自転車（補助対象区域が鵜山にあつては、
略	略	常時保護者による自動車送迎を含む。）	略	略	常時保護者による自動車送迎を含む。）

様式第2号及び第6号中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。